

(仮称) 札幌市町内会に関する条例素案に対する市民意見（パブリックコメント）  
募集結果の概要

1 意見募集実施の概要

(1) 募集期間

平成 30 年 8 月 13 日（月）から 10 月 22 日（月）まで（71 日間）

※なお、当初は 9 月 12 日（水）までであったが、9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震の影響で 40 日間延長した。

(2) 資料配布方法、配布数

(ア) 公共施設等への配布・配置 800 部

(内訳)

○札幌市役所本庁舎 13 階市民自治推進課、2 階市政刊行物コーナー 265 部

○各区役所 総務企画課広聴係 100 部

○各まちづくりセンター 435 部

(イ) 「町内会に関する条例を考えるシンポジウム」（平成 30 年 10 月 12 日実施）での配布 200 部

(ウ) 札幌市公式ホームページでの掲載

2 意見の概況

【年代・性別意見件数集計】

（単位：件、％）

	男性	女性	不明	合計	年代別構成比
10 代	1	0	0	1	1.1
20 代	1	0	0	1	1.1
30 代	2	0	0	2	2.2
40 代	5	2	0	7	7.8
50 代	4	2	2	8	8.9
60 代	14	1	1	16	17.8
70 代	28	4	1	33	36.7
80 代～	7	1	0	8	8.9
不明	9	0	5	14	15.5
計	71	10	9	90	100.0

(1) 意見提出者数： 90 名

(2) ご意見数： 299 件

## (仮称) 札幌市町内会に関する条例素案に対するパブリックコメント へのご意見について (概要)

\*以下、ご意見の一部を紹介いたします。

\*各項目の回答数には再掲のご意見も含むため、合計は 304 件になります。

### 条例制定の賛否 … 12 件

#### <制定に賛成> 6 件

- ・条例化してなお一層の支援を促進してほしい。

#### <制定に反対> 6 件

- ・行政による縛りになることから、町内会の自主性、創意性を害する危険が大。条例による規制そのものに反対である。

### 条例全体に関するご意見 … 46 件

#### <検討の進め方> 17 件

- ・もう少し時間をかけて色々な方々から意見を聞いて深めていくべき。
- ・各町内会の実態を踏まえた上で作っていくべき。

#### <条例の効果> 11 件

- ・なぜ「条例」化が必要なのか。既存条例があるのに、更に条例を策定することに疑問。(同様の意見ほか 2 件)

#### <具体案、メリットを考えるべき> 10 件

- ・どんな効果が得られるのか、具体的な事象の記述が必要。条例の解説版の編集が必要。(同様の意見ほか 4 件)

＜内容に異議＞ 8 件

- ・自分が選べない町内会に加入するのが当然という趣旨の条例には反対。町内会が市民にとって必要かどうかの議論をしっかりとすべき。

**条例の規定に関するご意見 … 141 件**

＜町内会の地域における役割＞ 59 件

（条文内容に対する意見）（17 件）

- ・町内会に会計状況の明示化責任を。
- ・（単位）町内会は、連合町内会に積極的に加入し、連合町内会は、単位町内会を有機的に結びつけ、及び連携の有効性を高めるためにその役割を十分に担う様努めることを含めてほしい。

（町内会のありかた）（13 件）

- ・更に町内会の行政による末端組織化を促進することになり反対。

（活動の負担）（5 件）

- ・町内会に加入促進の義務を負わせることも反対。加入促進については市としての援助策を盛り込む。

（町内会の役割）（3 件）

- ・町内会の役割は、全ての町内会で行っているものばかりなので、改めて表記する必要がない。

（その他町内会活動に対する意見など）（21 件）

- ・具体的な活動の担い手として、意欲と能力のある高齢者を活用すべき。
- ・若い世代の取り込みが課題と思う。
- ・本来行政がやるべき仕事の肩代わりが多すぎる。

＜市等の責務＞ 39 件

（市の支援内容）（14 件 うち再掲 1 件）

- ・ 加入だけではなく、町内会活動の継続についても必要な支援を。
- ・ 未加入者や未加入事業者に対し、札幌市が実効性のある行政指導を行ってほしい。

（財政的支援）（11 件 うち再掲 1 件）

- ・ 助成金が少額すぎる。活動している町内会には増額し、パートナーシップ（除雪）は未加入の住民や事業者にも負担してほしい。

（町内会のトラブルに対する市の支援）（8 件 うち再掲 1 件）

- ・ 町内会が抱える課題等に身近に対応できる窓口の充実。

（市職員）（6 件）

- ・ 市の職員、退職者は町内会に参加し、キャリアを活かして頂きたい。（同様の意見ほか 3 件）

＜地域住民の役割＞ 16 件

（強制加入につながり反対）（7 件）

- ・ 義務づけにつながるような規定、住民に加入促進の役割を持たせる規定を設けるべきではない。

（全員加入とすべき）（6 件）

- ・ 住民の町内会加入は自主的とせずに、全員加入とならないか。

（条文内容に対する意見）（3 件）

- ・ 地域住民は、良好な地域環境を維持・管理するため、当該区域内のごみの集積・管理及び除排雪事業に要する費用負担をするものとしてはどうか。

＜事業者の役割＞ 11 件

- ・事業者（アパート関係管理者）に対する強制力を持たせて欲しい。

＜前文（制定の背景及び趣旨）＞ 8 件

- ・制定の趣旨や目的などに町内会への加入促進の文言を入れてほしい。条例の名称にも加入促進を入れてほしい。
- ・町内会に加入するかしないかは市民の自由意思であることをしっかりうたってほしい。

＜条例名＞ 3 件

- ・「町内会加入の条例」にしてほしい。

＜基本理念＞ 3 件

- ・条例の基本理念は何か。できる人ができる範囲とする地域活動ではないのだろうか。

＜定義＞ 1 件

- ・定義「町内会」と「自治会」の二つの会の違いと、関わり方（関係、関連）について、明記してほしい。

＜目的＞ 1 件

- ・目的がよくわからない。

### 施策に関するご意見 … 44 件

- ・ 町内会活動の楽しいこと、実施したことについては情報発信することが必要。
- ・ 既存の集合住宅の管理業者に説明会を開催し、入居者に対する町内会の情報提供に取り組むこと。
- ・ 情報発信、広報の仕方は市、町内会ともに力を入れてほしい。
- ・ 町内会が地域住民の生活を支えるということは、本来市が行うべき住民サービスの一部を担わされ、責務も負わされる懸念がある。

### その他のご意見 … 25 件

- ・ 行政はまちづくりを「仕事」として行なっているので、行政と町内会とでは立ち位置が基本的に違う。
- ・ 町内会への加入は任意で強制できるものではないが、パートナーシップ除雪やゴミステーション問題等はもう少し行政が関与しても良いのではと思う。
- ・ 高齢者対策などでは個人情報保護が障壁になることが多い。町内会としてどう対処すべきか。

### 質問 … 36 件

- ・ 町内会の条例で何を規制するのか、望むのか。
- ・ 修正で「地域住民の役割」をいれた意味は何か。
- ・ 市の業務の軽減を図るものか。